

任期は、その日からこれを起算するものとし、  
その通常選挙が日本國憲法施行の日以後に  
行われたときは、その任期は、通常選挙の日か  
らこれを起算するものとする。

昭和二十五年十一月二十九日執行  
議 長  
副議長  
書記官長  
事務官

議 長  
副議長  
書記官長  
事務官

一 参議院議員選挙法案帝國議會へ提出の件  
右件中別紙のように訂正の旨御沙汰があらま  
した命に依つて御通知致します

昭和二十五年十一月二十九日

書記官長

議長

副議長

親王

各大臣

顧問官

宛各通

一 参議院議員選挙法案帝國議會へ提出の件  
右件中別紙のよう訂正の旨御沙汰がありま  
した命に依つて御通知致します

昭和二十一年十一月二十九日

樞密院書記官長